



福井の伝統的民家活用推進事業

福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課

福井の伝統的民家とは

〈 共通事項 〉

- ① 在来工法（伝統的技術に配慮したもの）による木造2階建て（小屋裏3階建てを含む）
- ② 外観は、終戦前（1945年以前）の地域の伝統的民家の意匠を基調としたものであること

■ 典型的な民家（農家型の例）



〈屋根〉切妻屋根・瓦葺き
（嶺北は越前瓦葺き）

※主屋根が入母屋のものは認定対象外

〈妻壁〉束（柱）と貫（梁）の格子組
および漆喰塗り様
小屋梁からは漆喰塗り様ま
たは木製板張り

〈下屋〉妻壁前面に瓦葺きの下屋

〈玄関〉地域の伝統的意匠を基調とし
たもの

福井の伝統的民家とは

〈 共通事項 〉

- ① 在来工法（伝統的技術に配慮したもの）による木造2階建て（小屋裏3階建てを含む）
- ② 外観は、終戦前（1945年以前）の地域の伝統的民家の意匠を基調としたものであること

■ 典型的な民家（町家型の例）



〈屋根〉切妻屋根・瓦葺き
（嶺北は越前瓦葺き）

〈外壁、軒裏〉地域の伝統的意匠を基調としたもの

通庇を設けたもの

〈開口部〉格子戸等町家の伝統的意匠を基調としたもの

軒高、軒出、庇の高さ、壁面線を街並みにそろえたもの

福井の伝統的民家とは

〈 共通事項 〉

- ① 在来工法（伝統的技術に配慮したもの）による木造2階建て（小屋裏3階建てを含む）
- ② 外観は、終戦前（1945年以前）の地域の伝統的民家の意匠を基調としたものであること

■ その他の民家（茅葺型や地域固有型の例）



福井の伝統的民家とは

■ 伝統的民家 認定制度

随時募集中です。（認定による建物への規制はありません。）

認定された建物には、「ふくい伝統的民家」認定証が交付され、
保存・活用に関する無料相談や専門家による情報提供があります。



伝統的民家群保存活用推進地区

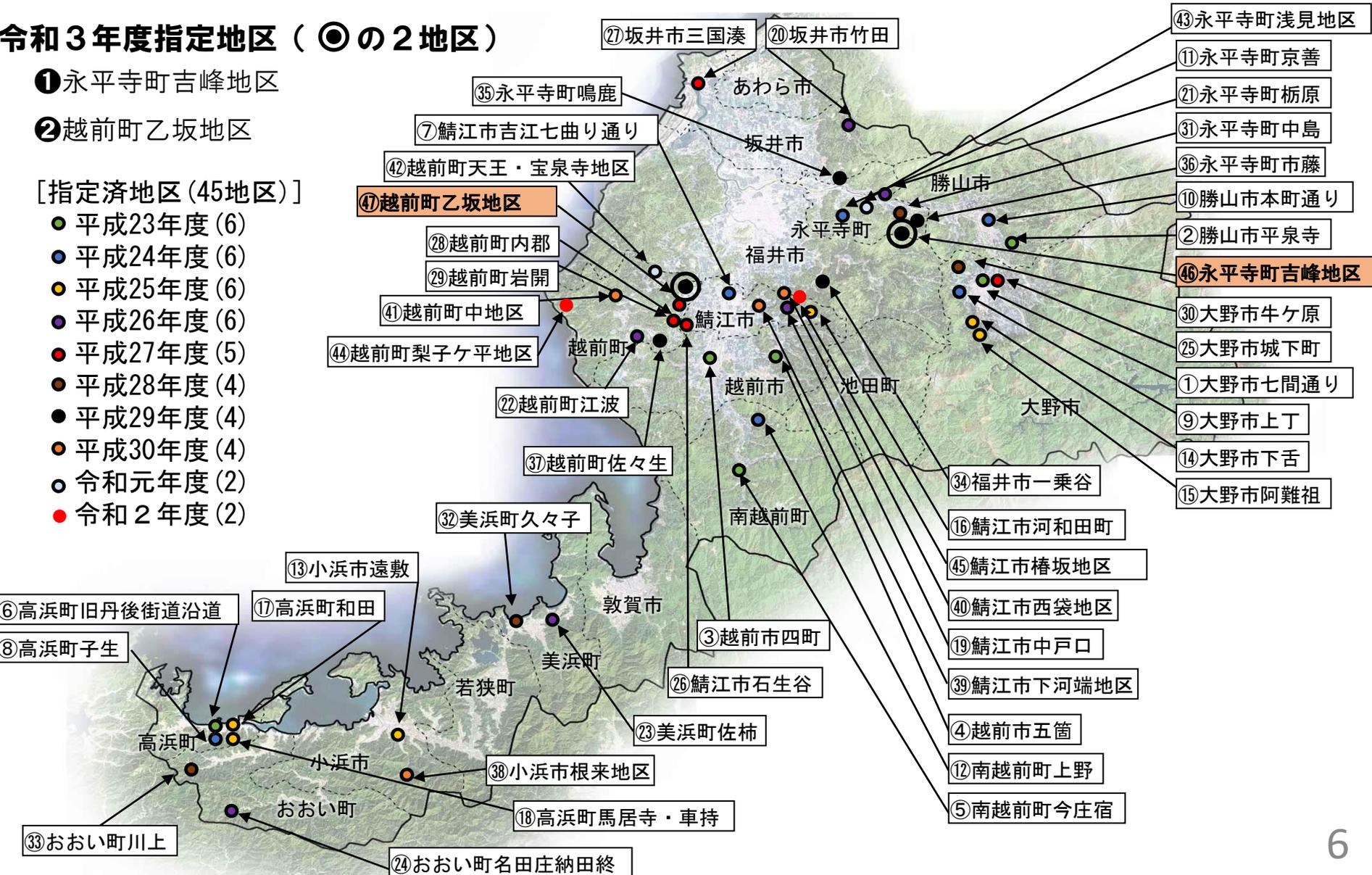
伝統的民家の集積している地区を「伝統的民家群保存活用推進地区」として指定（23年度～）

令和3年度指定地区（◎の2地区）

- ① 永平寺町吉峰地区
- ② 越前町乙坂地区

[指定済地区(45地区)]

- 平成23年度 (6)
- 平成24年度 (6)
- 平成25年度 (6)
- 平成26年度 (6)
- 平成27年度 (5)
- 平成28年度 (4)
- 平成29年度 (4)
- 平成30年度 (4)
- 令和元年度 (2)
- 令和2年度 (2)



補助内容について（推進地区内のみ）

■ 伝統的民家の改修

伝統的民家の外装または構造体の改修工事

対象経費の1／2以内（限度額100～300万円）

■ 土蔵・門・塀の改修

土蔵の外観、門および塀の改修工事

対象経費の1／2以内（限度額50～300万円）

■ 一般建築物の修景

伝統的民家ではない民家等の外装を地域の景観に調和させる修景工事

対象経費の1／2以内（限度額50～200万円）

■ 伝統的民家の新築等

伝統的民家の新築工事および建売住宅の購入

対象経費の1／2または2／3以内（限度額100～160万円）

※事業内容（補助率、限度額等）は市町によって異なります。

詳細は 各市町の担当課にお問い合わせください。

伝統的民家改修事例



— 改修前 —



— 改修後 —

伝統的民家の改修事例



— 改修前 —



— 改修後 —

伝統的民家の改修事例



— 改修前 —



— 改修後 —

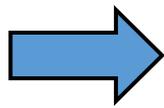
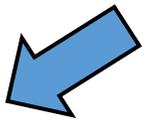
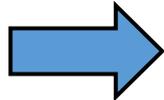
土蔵の改修事例



— 改修前 —



— 改修後 —



塀の改修事例



— 改修前 —



— 改修後 —

補助制度のある市町および担当部署

福井市	商工労働部 文化振興課	0776-20-5367
小浜市	産業部 文化交流課	0770-64-6034
勝山市	建設課	0779-88-8107
鯖江市	政策経営部 施設管理課	0778-42-5101
越前市	建設部 都市計画課	0778-22-3012
坂井市	建設部 都市計画課	0776-50-3050
永平寺町	建設課	0776-61-3948
南越前町	教育委員会事務局	0778-47-8005
越前町	建設部門 都市整備課	0778-34-8703
高浜町	建設整備課	0770-72-7702
おおい町	郷土史料館	0770-77-2820